

第12 消火設備

1 設置の基準

- (1) 施行令別表第1に掲げる建築物その他工作物のうち、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は法第17条第1項の規定に基づき、施行令第10条の基準に定める消火器具を設置すること。
- (2) 屋外において少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、危険物の性質に応じた消火器（10型）を1個以上設置すること。
- (3) 移動タンクにあつては、危規則第35条第1項第2号に定める自動車用消火器を1個以上設置すること。

2 維持管理

- (1) 法第17条第1項に基づき設置した消火器具は法第17条の3の3の規定により点検し、維持管理すること。
- (2) その他の消火器は適切な維持管理に努めること。